

2014年市議会9月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第22号](#) 集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 消費税増税中止を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 雇用の安定と労働者保護のルール改悪の中止を求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 就学援助制度の水準を確保する措置を講じることを求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書
- [意見書（案）第27号](#) 福井地方裁判所の判決を尊重し、原発の再稼働中止を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 産後ケア体制の支援強化を求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) 軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) 奨学金制度の充実を求める意見書
- [意見書（案）第31号](#) 集団的自衛権の行使容認に関する閣議決定の撤回を求める意見書

集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回を求める意見書（案）

【共産党提案】

安倍政権は、7月1日の臨時閣議で、国民の多数の反対の声に背いて集団的自衛権行使容認を柱にした解釈改憲の閣議決定を強行した。

閣議決定は、「憲法第9条のもとでは海外での武力行使は許されない」という従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものとなっている。

第1に国際社会の平和と安定への一層の貢献という名目で、アフガニスタン報復戦争やイラク侵略戦争のような戦争を米国が引き起こした際に、従来の海外派兵に関する法に明記されていた「武力行使してはならない」、「戦闘地域に行ってはならない」という歯止めを外し、自衛隊を戦地に派兵するということである。当然、相手からの攻撃に自衛隊をさらすことになり、武力行使を行うことになる。それはアフガン戦争に集団的自衛権を行使して参戦したNATO諸国が、おびたしい犠牲者を出したことに示されている。

第2に、憲法第9条のもとで許容される自衛の措置という名目で、集団的自衛権行使を公然と容認していることである。閣議決定は、自衛の措置としての武力の行使の新3要件なるものを示し、日本に対する武力攻撃がなくても、「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には、武力の行使すなわち集団的自衛権の行使ができるとしている。

政府の憲法第9条に関するこれまでのすべての見解は、海外での武力行使は許されないことを土台として構築されてきた。今回の決定について、集団的自衛権行使容認はあくまで限定的なものにすぎないというが、「明白な危険」があるか否かを判断するのは時の政権である。限定的というが、時の政権の一存で海外での武力行使がどこまでも広がる危険性がある。また、必要最小限の実力の行使というが、一旦海外での武力の行使に踏み切れば、相手からの反撃を招き、際限のない戦争の泥沼に陥ることは避けられない。集団的自衛権にはこの性格上、必要最小限などということはある得ない。

集団的自衛権を名目とした武力行使も、集団安全保障を名目とした武力行使も、ともに許容されるとなれば憲法第9条が禁止するものは何もなくなってしまう。それは、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認をうたった憲法第9条を幾重にも踏みにじり、それを事実上削除するに等しい暴挙である。

60年前に創設された自衛隊は、「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」とうたった憲法第9条に反する違憲の軍隊としてつくられた。それでも、60年間、自衛隊は他国の人を一人も殺さず、一人の戦死者も出すことはなかった。それは、憲法第9条が存在し、そのもとで海外での武力行使をしてはならないという憲法上の歯止めが働いていたからにほかならない。

閣議決定は、こうした戦後日本の国のあり方を否定し、日本を殺し、殺される国にしようというものである。それは、日本の国を守るものでも、国民の命を守るものでも決してない。米国の戦争のために日本の若者に血を流すことを強要し、米国と一体となって他国の人々に銃口を向けることを強要するものにほかならない。このことによって日本が失うものは、はかり知れない。

今回の閣議決定は、論理的な追求とは無縁のものであり、政府が過去の閣議決定で自ら厳しく戒めていた便宜的、意図的な解釈変更そのものである。

こうした憲法改定に等しい大転換を、与党の密室協議を通じて、一片の閣議決定で強行するなどというのは、立憲主義を根底から否定するものである。

よって、内閣に対し、平和主義を基調とする日本国憲法の各条項に違反し、日本を戦争に導く集団的自衛権の行使容認に関する閣議決定を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

消費税増税中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

消費税の税率が5%から8%に引き上げられ、5カ月がたった。消費税の負担増は国民の消費を冷え込ませ、4月～6月期の国内総生産（GDP）は、物価変動の影響を除いた実質で前期比1.7%減、年率換算で6.8%減という東日本大震災以来の大幅な落ち込みとなった。特に個人消費は統計上で比較可能な1994年以来20年間で最大の悪化であり、消費税率を3%から5%に引き上げた直後、1997年4～6月期の年率3.5%減をはるかに上回る深刻さである。

中小零細企業には、増税分の販売価格や下請代金への転嫁に四苦八苦している中でさらに景気後退で売り上げも脅かされる大変な状態である。大津商工会議所が発表した4月～6月の企業業況調査でも、業況判断指数（DI）は前期（1～3月）と比べ19ポイント悪化し、マイナス9となった。消費税率引き上げと、事前の駆け込み需要の反動による販売減、燃料価格の上昇の影響が大きいと言われている。

内閣府が8月23日に発表した国民生活に関する世論調査によると現在の生活に不満を感じる人は29.0%（前年比1.4ポイント増）で、2008年以来、6年ぶりに増加に転じた。内閣府は「消費税増税で生活に負担を感じているのでは」と分析している。

こうした中でも政府は「想定内だ」と来年10月に消費税を10%に引き上げる判断を年内に行う方針を変えていない。

消費税はそもそも低所得者ほど負担が重い税金である。消費税増税で財源を確保するのではなく、負担能力に応じた負担という税の大原則により、富裕層・大企業優遇の不公平税制を見直すこと、そして大企業が貯め込んできた内部留保金の一部を労働者の賃金に回して国民の所得を増やし、内需主導の地域経済に転換することで本当の景気の好循環が生まれてくる。

よって、国及び政府においては、住民の暮らし、地域経済に深刻な打撃を与える消費税の増税を中止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

雇用の安定と労働者保護のルール改悪の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本社会が衰退の悪循環から抜け出し、経済危機を打開するためには、働く人の安定的な雇用の拡大と賃上げが重要である。安定的な雇用と公正な環境のもとで安心して働くことが、地域の成長ひいては日本経済・社会の持続的成長にも不可欠である。

しかし、安倍政権が日本を「世界で一番企業が活躍しやすい国」にするとして進めようとしている労働者保護のルール改悪は、現在でも全労働者の約4割が非正規労働者という状況から、さらに不安定雇用を大幅に拡大させるおそれがある。

今年9月の臨時国会に提出が予定されている労働者派遣法改正案は、派遣労働者の問題にとどまらない。常用雇用の代替にしてはならない、臨時的・一時的な業務に限定するという派遣労働の大原則を取り外し、正社員の派遣への置き換えを歯止めなく進め、いつまでも派遣で使い続けることができることになる。常用雇用代替を禁止する大原則がなくなれば、正社員、直接雇用から派遣への置き換えも大規模に進む。正社員の解雇や派遣への変更、直接雇用の契約社員・パート労働者の契約更新時の派遣への転換にもつながり、直接雇用の大原則が根本から崩されかねない。

労働基準法では、1週40時間1日8時間以上の労働を禁止し、残業や休日・深夜労働には割増賃金を払う必要がある。ところが、政府はこの規制を一定の要件で解除する「残業代ゼロ法案」を来年の通常国会で法改正しようとしている。労働時間ではなく成果で賃金を決める新たな労働時間制度の創設は、残業や深夜勤務をしたら割増賃金を払う労働時間ルールの適用除外制度をつくり、労働者を成果で競争させ、際限なく働かせる仕組みとなる。そして、勤務地を絞った地域限定正社員や職務を限定した正社員などの限定（ジョブ型）正社員制度は、同じ仕事をしていても賃金は7～8割という労働条件の切り下げやその職務がなくなった際の解雇が容易にできることにもなる。

さらに、不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ支払えば職場復帰の道が閉ざされる解雇の金銭解決制度の導入も検討されている。

今日、ブラック企業問題に象徴されるように長時間労働など雇用環境はますます悪化しており、特にワーキングプア、過重労働による過労死などが大きな社会問題にもなっている。こうしたもとの労働者保護のルール改悪は許されない。

よって、国及び政府においては、労働者が安定的な雇用と公正な環境のもとで安心して働くことができるよう下記の事項の実施を強く要望する。

記

1. 派遣労働を常態化させ、不安定雇用を拡大する労働者派遣法の改正は行わないこと。
2. 労働時間の規制緩和である残業代ゼロ法案や、解雇しやすい限定（ジョブ型）正社員制度、解雇の金銭解決制度などの労働規制の緩和を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

就学援助制度の水準を確保する措置を講じることを求める意見書（案）

【共産党提案】

政府は、昨年8月から3年をかけて生活保護基準を最大10%引き下げるとしている。

しかし、生活保護基準額に一定の係数を乗じて就学援助基準額を設定している自治体も多く（1203自治体、68.0%）、引き下げによってこれまで援助を受けていた児童・生徒が受けられない事態が生じることが以前から指摘されていた。

これに対し、下村文部科学大臣は「貧困によって子どものチャンスや可能性がなくなっていくような社会は絶対に避けるべきで、是正していく必要がある。各自治体には、ほかの制度に影響が及ばないようにするとした政府の対応方針に基づき、適切に判断してもらえよう働きかけていきたい」と自治体に必要な対策を講じるよう促す考えを示した。

しかし、準要保護者に対する就学援助制度は、国庫補助が平成17年度に廃止されて一般財源化されたことにより、その認定基準及び具体的な支給内容については各自治体の裁量に委ねられたことから、幾ら国が依頼したところで特に財政力の弱い地方自治体では従前の基準を維持するのは困難である。

本来、子どもが教育を受ける権利の保障は、自治体の財政状況や政策によって左右されることがあってはならない。また、子どもの貧困対策を総合的に推進するとして、昨年6月に成立した子どもの貧困対策の推進に関する法律にも逆行するものである。

よって、国及び政府においては、就学援助制度の水準を確保するために、下記の事項の実施を求めるものである。

記

1. 国においては、そもそもの原因である生活保護基準の引き下げを撤回すること。
2. 少なくとも、生活保護基準引き下げが準要保護者に対する就学援助等の地方単独事業の適用基準の引き下げに影響しないよう、実効的な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書（案）

【共産党提案】

2014 年産米は、宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が前年を 4,000 円程度下回る 12,000 円台（1 俵 60 キロ）など取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されている。

今年から経営所得安定対策が半減され、米価変動補填交付金も事実上廃止されたもとで、今でさえ生産費を大幅に下回っている米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになる。とりわけ、担い手層の経営への打撃ははかり知れないものがある。

政府は、主食用米から飼料用米への転換を助成金を増額して誘導しているが、対策の初年度ということもあり、種籾の確保、マッチング、貯蔵・調整施設の整備などが不十分であり、生産現場で十分な対応ができていない状況にある。

そもそもこの間の米価の下落の原因は、2013 年度、2014 年度の基本方針を定めた昨年 11 月の食料・農業・農村政策審議会食糧部会で、今年 6 月末の在庫が 2 年前に比べて 75 万トンも増える見通しを政府が認識しながら、何ら対策を講じてこなかったことにある。また、攻めの農政改革で 5 年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけている。

主食の米の受給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割であり、過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うことは当然である。

よって、国及び政府においては、緊急に過剰米処理及び対策を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

福井地方裁判所の判決を尊重し、原発の再稼働中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

福井県内外の住民 189 人が関西電力大飯原子力発電所 3、4 号機の再稼働差し止めを求めた訴訟で、福井地方裁判所は 5 月 21 日、2 基について再稼働の差し止めを命じる判決を下した。判決の内容は、人の生命を基礎とする人格権を「これを超える価値を他に見出すことはできない」とした上で、住民らの人格権と電力の安定供給やコストの問題をてんびんにかけて関西電力側の議論を退け、「国富の喪失」とは運転停止による貿易赤字ではなく、「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していること」を失うことだと指摘している。

また、原子力発電技術がもたらす危険性と被害の大きさは福島事故で自明とし、同様の事故の具体的危険性が万が一にもあるかの判断について、地下深くで起こる地震現象は、「仮説や推測に依拠せざるを得ない」「正確な（地震の）記録は近時のものに限られる」と指摘している。この 10 年足らずにも原発が想定を超える地震動に襲われた事例が 5 ケースある事実を重視し、「自然の前における人間の能力の限界を示すもの」として、大飯原発の想定も不十分とした。また、冷却機能喪失の危険性、使用済み核燃料プールの脆弱性などを指摘し、大飯原発から 250 キロメートル圏内の住民は、運転によって人格権が侵害される具体的な危険があると述べている。

一方、再稼働を認める基準とされている新規制基準は、東京電力福島第 1 原発事故のような炉心溶融を伴う重大事故の際、原子炉格納容器が壊れるのを防ぐために、圧力を下げて放射性物質を放出するベント（排気）を行うとしており、放射性物質の放出を前提としている。しかし、事故時の周辺住民の避難計画は自治体任せで、計画の実効性は新規制基準の審査の対象とされていないなどの重大な欠陥がある。

よって、国及び政府においては、福井地方裁判所の原発再稼働差し止め判決を尊重し、大飯原発 3 号機、4 号機及び高浜原発 3 号機、4 号機の再稼働を認めないことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

産後ケア体制の支援強化を求める意見書（案）

【公明提案】

子育て支援は、国や各自治体の取り組みにより、妊娠・出産・育児と切れ目のない支援策が講じられてきたが、現在、大きな課題になっているのが出産前と直後の対応であり、特に妊娠中からの継続的な支援が必要である。

出産により女性の心身には大きな負担が生じる。特に出産直後から1カ月間は身体的な負荷に加え、急激なホルモンバランスの変化で精神的に不安定になる傾向が強く、十分な休養とサポートが必要である。

近年、晩婚・晩産により女性の出産年齢が年々高くなってきており、出産する女性は、その親も高齢化していることから、十分な手助けを受けられない状況にある。また、核家族化が進み、地域との交流も希薄化している中で、不安を抱えたまま母親としての育児がスタートするケースが多くなってきている。

良好な母子の愛着形成を促進する上で、出産直後の1カ月間は最も大事な時期である。さらには産後早期の親子関係が虐待や育児放棄の予防・早期発見などの役割も果たすと言われており、出産直後の母親への精神的・身体的なサポートは欠かせないものとなってきている。

国は平成26年度の予算に、これまで支援が届かなかった出産後の女性の心身をサポートする妊娠・出産包括支援モデル事業費を計上したところであるが、少子化対策を進めるに当たって産後ケア対策は喫緊の課題であり、早急に確立する必要がある。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 妊娠・出産包括支援モデル事業を着実に実施すること。その上で、本事業の成果を速やかに検証し、全国の自治体で円滑に産前・産後の支援、特に産後ケアを提供できる体制を構築すること。
2. モデル事業の展開に当たっては、経済的な理由により産後ケアが受けられないことがないよう、利用者負担軽減策を同時に実施すること。
3. 単なる家事支援ではなく、出産後の母子のこころとからだの適切なケアが提供できるよう、産後ケアを担う人材育成を目的とした研修を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

軽度外傷性脳損傷に係る周知及び適切な労災認定に向けた取り組みの推進を 求める意見書（案）

【共産党、湖誠、公明提案】

軽度外傷性脳損傷（MTBI）は、転倒や転落、交通事故、スポーツ外傷などにより頭部に衝撃を受けた際に脳が損傷し、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する疾病である。

その主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる・匂いや味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様である。

しかしながら、軽度外傷性脳損傷は、受傷者本人からさまざまな自覚症状が示されているにもかかわらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険（労災）や自動車損害賠償責任保険の補償対象にならないケースが多く、働くことができない場合には経済的に追い込まれ、生活に窮することもあるのが現状である。さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの疾病を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに悩み、苦しむ状況も見受けられるところである。

世界保健機関（WHO）においては、外傷性脳損傷の定義の明確化を図った上でその予防措置の確立を提唱しており、我が国においてもその対策が求められるところである。

よって、国及び政府においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、国民をはじめ、教育機関等に対し、広く周知を図ること。
2. 画像所見が認められない軽度外傷性脳損傷（MTBI）の労災認定に当たっては厚生労働省に報告することとされているが、事例の集中的検討を進め、医学的知見に基づき適切に認定が行われるよう取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

奨学金制度の充実を求める意見書（案）

【公明提案】

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金制度は、経済的理由により修学に困難がある学生等を対象とした国が行う貸与型の奨学金で、無利息の第一種奨学金と年3%を上限とする利息付きの第二種奨学金がある。平成24年度の貸与実績は第一種が約40万2,000人、第二種が約91万7,000人となっている。

しかしながら、近年、第一種、第二種とも被貸与者及び貸与金額が増加する一方で、長引く不況や就職難などから大学を卒業しても奨学金の返還ができずに生活に苦しむ若者が急増しており、平成24年度の返還滞納者数は約33万4,000人、期限を過ぎた未返還額は過去最高の約925億円となっている。

同機構は、返還が困難な場合の救済手段として返還期限の猶予、返還免除、減額返還などの制度を設け、平成24年度からは無利息の第一種のみ所得連動型無利子奨学金制度を導入している。さらに、平成26年度からは延滞金の賦課率の引き下げを実施しているところである。しかし、これら救済制度は要件が厳しく、通常の返還期限猶予期間の上限が10年間であるなどさまざまな制限があることに対して問題点が指摘されている。

よって、国及び政府においては、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況にかかわらず安心して学業に専念できる環境を作るため、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 高校生を対象とした給付型奨学金制度を拡充し、大学生などを対象とした給付型奨学金制度を早期に創設すること。
2. オーストラリアで実施されているような、収入が一定額を超えた場合に、所得額に応じた返還額を、課税システムを通じて返還ができる所得連動返還型の奨学金制度を創設すること。
3. 授業料減免制度を充実させるとともに無利子奨学金をより一層充実させること。
4. 海外留学を希望する若者への経済的支援を充実させるため、官民が協力した海外留学支援を着実に実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

集団的自衛権の行使容認に関する閣議決定の撤回を求める意見書（案）

【市民ネ提案】

歴代政権は、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであり、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないとの見解を踏襲してきた。

しかし、安倍首相は、平成26年2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の変更を与党と議論し、「政府として責任を持って閣議決定し、その上で国会において議論いただきたい」と述べ、国会審議を経ずに内閣の一存で強行する考えを示し、政府は、安倍首相の私的諮問機関である安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の報告を受け、集団的自衛権行使容認の政府方針を確定し、与党内で調整をした上で閣議決定した。

このように一内閣の考えだけで憲法解釈を変更することは、国民の理解が得られるとは言いがたい。

よって、内閣においては、集団的自衛権の行使容認に関する閣議決定を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。